



合併浄化槽の設置費用補助

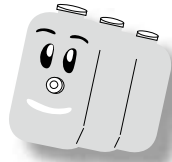
問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

町は、浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。

- ・受付開始日 5月2日(月)
- ・定員 先着順で予定基数になり次第締切
- ・補助金額

(新築の場合、設置費用補助金額)

5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円



(設置換えの場合、設置費用補助金額)

5人槽	482,000円
7人槽	614,000円
10人槽	748,000円

上記のほか、設置換えで撤去費用が伴う場合は、以下の補助金額が上乗せ補助されます。

(撤去費用補助金額)

単独処理浄化槽から設置替え	45,000円
汲み取り便槽から設置替え	30,000円

※1 浄化槽の設置工事に着手する前に申請する必要があります。(既存の浄化槽や汲み取り便槽の撤去も設置工事とみなします)

※2 単独処理浄化槽や汲み取り便槽は完全に撤去する必要があります。(原則、埋設したまま放置することはできません)

補助内容、手続き等の詳細については、標記担当まで問い合わせください。

固定資産税課税台帳の縦覧について

問 町民税務課 税務係（内線 1302）

固定資産税課税台帳の縦覧を行います。料金はかかりませんので、ぜひこの機会にご自身の資産(土地・家屋)をご確認ください。

- ・期間 4月1日(金)～5月31日(火)まで
午前8時30分～午後5時15分
- ・場所 町民税務課税務係（中央公民館1階）
- ・縦覧できる方 納税義務者（同一世帯の親族含む）、納税管理者
- ・持参するもの 印鑑、身分証明書(運転免許証、健康保険証など)



犬の登録と狂犬病予防注射

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬の飼い主は次のことが義務付けられています。

- ①住まいの市町村への登録
- ②年1回の狂犬病予防注射
- ③鑑札・注射済票の装着

これらに違反すると罰せられる場合があります。また、飼っている犬が死亡した場合、住所や所有者を変更した場合は届出をしてください。

●今年以下の指定日に集合予防注射を実施します。

	地区	時間	会場
4月13日(水)	福田	8:40～9:30	福田公民館
	小神	9:50～10:40	小神公民館
	鶴沢	11:00～11:50	シルクピア広場
	小綱木	13:20～14:00	小綱木公民館
	山木屋	14:30～15:00	山木屋公民館
4月14日(木)	小島	8:50～9:30	小島公民館
	飯坂	10:00～10:50	飯坂生活改善センター
	大綱木	11:10～11:50	大綱木公民館
	福沢	13:20～13:50	福沢公民館
4月17日(日)	川俣	9:00～11:00	中央公民館裏(南側)駐車場

・持参するもの

- ①初めて登録する犬の場合：登録料3,000円＋注射料3,200円
- ②登録済みの犬の場合：注射料3,200円/役場からの通知ハガキ/愛犬手帳

水道管等からの水漏れ修理は…

問 建設水道課 水道室（内線 1604）

漏水等で水道管の修理等を行う場合は、指定給水装置工事業者に依頼してください。指定業者以外で水道管等の修理を行った場合、水道料金減免の対象外となりますので、ご注意ください。

・指定給水装置工事業者（業者名と電話番号）

(有)電修舎(565-3216) / (有)高橋電気(566-4886) / コバックス(株)川俣支店(566-3344) / (株)誉田(565-2410) / (有)三美電設(566-4736) / (株)ジー・エル・イー(565-2472) / (有)クリエートタカハシ(566-4625) / (有)掛田屋金物店(565-2208) / (有)せっけんや(565-3451) / (有)杉田屋電建工業(563-2727) / (株)小林(565-3341)

なお、川俣町外にも指定業者については、川俣町ホームページをご覧ください。



くらし



クリーン作戦を実施します

☎ 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

今年もクリーン作戦を実施します。町民のみなさんご協力をお願いします。

- ・日時 4月24日(日)午前6時～午前7時
- ・場所 町内全域(福田地区及び山木屋地区を除く)
- ・注意事項
 - ゴミの収集にあたっては、分別にご協力ください。
 - 側溝の土砂は収集しません。



町営住宅入居者募集

☎ 建設水道課 管理係 (内線 1603)

- ・募集期間 4月1日(金)～4月15日(金)
- ・受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- ・対象住宅と戸数
 - 賤ノ田団地(字賤ノ田)1戸(2階)
 - 中道団地(飯坂字中道)2戸
- ・間取り・設備 各団地で若干異なりますので、問い合わせください。
- ・入居条件
 - 現に住宅に困窮している方。
 - 税、その他の使用料等の未納がないこと。
 - 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予定者等も含む。
 - 単身入居の資格が認められる者は満60歳以上。
 - 収入基準は、**所得月額158,000円以下**であること(収入のある方全員です)。ただし、裁量世帯(入居者が障がい者等)の場合は、214,000円以下。
 - 入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
 - 入居者が暴力団員でないこと。
- ・家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります。
- ・問い合わせ 標記担当まで問い合わせください。



太陽光発電システムの設置費用補助

☎ 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

町は、太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付しています。

- ・対象者
 - ①町内に所在する住宅(併用住宅を含む。以下同じ)もしくは住宅として使用される予定の建物に機器を設置する方または建売供給業者等から住居として町内に所在する機器付き住宅を購入する方。設置する建物が、補助の対象者の所有物でない場合は、所有者の設置承諾を受けている方(機器は未使用のものに限る)。
 - ②町税を完納している方
 - ③電力事業者と当該太陽光発電システムに係る電力受給契約を締結する方
- ※なお、事業所は対象となりません。

- ・補助金額
 - ①補助金額 1キロワットあたり30,000円
- ※詳しくは標記担当までお尋ねください。
- ②補助金額の上限
30,000円×9.99キロワット=299,000円が補助金額の上限です。

- ・受付期間
4月1日(金)～先着順で予定補助件数となり次第終了します。

※書類に不備が無ければ、先着順に受付します。受付予約は行いません。

- ・予定補助件数 39件程度
- ・申し込み・問い合わせ
標記担当までお願いします。
- ・注意事項

- 機器の設置工事に着手する前に申請する必要があります。建売の場合は、住宅の引き渡し前に申請する必要があります。
- 新築住宅に設置する方は、住宅の契約書のほかに、太陽光発電システム部分の詳細が分かる明細を提出してください。



申請は先着順です。
着手前に申請してください!

